

	項目	条例制定時期	内容	国から示された基準
1	支給認定基準	9月議会	<p>内閣府令で定めるところによる教育・保育の必要量の認定基準</p> <p>■内閣府令は平成25年度末目途に発出予定</p> <p>■平成26年度下半期以降に認定事務を行うため、9月議会で条例制定</p>	<p>保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する。</p> <p>【参考】認定区分19条1項1号に該当する場合：教育標準時間認定 19条1項2号に該当する場合：満3歳以上・保育認定 19条1項3号に該当する場合：満3歳未満・保育認定</p> <p>保育の必要性の認定に当たっては、以下の3点について、認定基準を策定する。 ①「事由」②「区分」③「優先利用」の認定基準等は、現行制度や各市町村における運用の実態等を勘案しながら検討し、現行制度の下で保育所に入所できている子どもが、新制度への移行によってただちに退所させられるようなことがないよう、留意。</p> <p>①事由 ※具体的な基準のイメージは資料参照</p> <p>②区分 ※具体的な基準のイメージは資料参照 「保育標準時間」の就労時間の下限については、1週当たり30時間程度を基本とし、保育標準時間、保育短時間の区分を設けることを基本とする。 <u>新制度における保育の必要性の認定(保育短時間認定)に当たっての就労時間の下限については、1ヶ月当たり48時間から64時間の間で市町村が定める時間以上とすることを基本とする。</u> 現行、この時間以外に設定している市区町村においては、最大で10年間程度の経過措置期間を設け、対応する。 現在、保育所に入所している児童については、引き続き、保育所に入所することができる経過措置を講じる。</p> <p>③優先利用 <u>運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用。</u></p>

	項目	条例制定時期	内容	国から示された基準
	<p>特定教育・保育施設の運営基準＝確認基準※施設種別ごと(認定こども園(4種類)、幼稚園、保育所)に基準が必要</p>	<p>9月議会</p>	<p>特定教育・保育施設の運営基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ■特定教育・保育施設(認定こども園(4種類)、幼稚園、保育所)を給付対象として確認するための基準 ■施設種別ごとの基準が必要 ■内閣府令は平成25年度末に発出 ■平成27年度当初に整備されているべき特定教育・保育施設について確認(給付)手続きを行うことができるよう、9月議会において条例を制定し、事業者等に周知 	<p>【従うべき基準】</p> <p>「利用定員」、「施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用定員 <ul style="list-style-type: none"> ・利用定員の設定方法 2 運営基準 <ul style="list-style-type: none"> ・利用開始に伴う基準 <p>最低数との関係、子どもの年齢との関係、保育標準時間・保育短時間区分との関係</p> <p>提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約 応諾義務、定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育の提供に伴う基準
<p>2</p>	<p>地域型保育事業の運営基準＝確認基準※施設種別ごと(小規模保育事業(3種類(A型(分園型)、B型(中間型)、C型(グループ型))、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)に基準が必要</p>	<p>9月議会</p>	<p>特定地域型保育事業の運営基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ■特定地域型保育事業(小規模保育事業(3種類(A型、B型、C型))、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)を給付対象として確認するための基準 ■事業種別ごとの基準が必要 ■内閣府令は平成25年度末に発出 ■平成27年度当初に整備されているべき特定地域型保育事業について、確認(給付)手続きをおこなうことができるよう、9月議会において条例を制定し、事業者等に周知 	<p>幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供、子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)、連携施設との連携(地域型保育事業のみ)、上乘せ徴収等、特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理・運営等に関する基準 <p>個人情報管理(秘密保持)、事故発生の防止、発生時の対応</p> <p>【参酌すべき基準】</p> <p>上記以外の事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 運営基準 <ul style="list-style-type: none"> ・利用開始に伴う基準 支給認定証の確認、支給認定申請の援助 ・管理・運営等に関する基準 <p>運営規程の策定、評価、苦情処理、会計の区分、管理・運営等に関するその他の事項</p> <p>【国で検討中の事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用定員 <ul style="list-style-type: none"> ・定員割れの場合の取扱い ・定員超過の場合の取扱い(定員弾力化等) ・保護者の就労状況の変化に対応した1号定員と2号定員の取扱い 2 運営基準 <ul style="list-style-type: none"> ・撤退時の基準 3 業務管理体制 4 情報公表 <ul style="list-style-type: none"> 情報公表の項目、公表の方法(情報の更新頻度、報告・公表方法等)

	項目	条例制定時期	内容	国から示された基準
3	放課後児童クラブの設備運営基準	9月議会	<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準条例</p> <p>■放課後児童ホームの設備及び運営に関する基準</p> <p>■事業の基準を定める省令・告示は平成25年度末に発出</p>	<p>(1)従事する者(職員の資格)【従うべき基準】 職員の資格については、「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とし、全員には資格を求めない。</p> <p>(2)員数【従うべき基準】 職員は、2人以上配置することとし、うち1人は有資格者とするのが適当である。</p> <p>(3)児童の集団の規模【参酌すべき基準】 1つのクラブの中で、児童を複数の集団(クラス)に分けて対応する。 児童の集団の規模は、おおむね40人までとする。</p> <p>(4)施設設備【参酌すべき基準】</p> <p>(5)開所日数【参酌すべき基準】</p> <p>(6)開所時間【参酌すべき基準】</p> <p>(7)その他の基準【参酌すべき基準】</p>
4	<p>地域型保育事業の認可基準</p> <p>※施設種別ごと(小規模保育事業(3種類(A型(分園型)、B型(中間型)、C型(グループ型)、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)に基準が必要</p>	9月議会	<p>地域型保育事業の設備及び運営の基準条例</p> <p>■特定地域型保育事業(小規模保育事業(3種類(A型、B型、C型))、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)の認可を行うための基準</p> <p>■事業種別ごとの基準が必要</p> <p>■省令基準は平成25年度末に発出</p> <p>■平成27年度当初に整備されているべき特定地域型保育事業について、認可手続きを行うことができるよう、9月議会において条例を制定</p>	<p>子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることとしている。</p> <p>◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)</p> <p>◇家庭的保育(利用定員5人以下)</p> <p>◇居宅訪問型保育</p> <p>◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)</p> <p>【従うべき基準】</p> <p>1職員数・資格要件</p> <p>2給食(小規模保育事業、家庭的保育事業)</p> <p>3連携施設</p> <p>【参酌すべき基準】</p> <p>1設備・面積基準</p> <p>2耐火基準</p>